

令和5年9月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和5年9月春日部市議会定例会

議案第63号	春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1
議案第64号	春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について	3
議案第65号	春日部市行政財産の使用料に関する条例の一部改正について	5
議案第66号	春日部市消費生活センター条例及び春日部市福祉事務所設置条例 の一部改正について	8
議案第67号	春日部市自転車駐車場条例の一部改正について	10
議案第68号	春日部市火災予防条例の一部改正について	13
議案第69号	春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について	18
議案第70号	春日部市総合福祉センター空調設備更新工事請負契約の締結について	20
議案第71号	春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事請負契約 の締結について	21
議案第72号	春日部市消防本部庁舎受変電設備等更新工事請負契約の締結について	22
議案第73号	春日部市新本庁舎建設工事請負契約の議決内容の一部変更について	23
議案第74号	令和4年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	24
議案第75号	令和4年度春日部市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	25
議案第76号	令和4年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	26
議案第77号	令和4年度春日部市一般会計決算認定について	27
議案第78号	令和4年度春日部市国民健康保険特別会計決算認定について	28
議案第79号	令和4年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算認定について	29
議案第80号	令和4年度春日部市介護保険特別会計決算認定について	30
議案第81号	令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計決算認定について	31
議案第82号	令和4年度春日部市立看護専門学校特別会計決算認定について	32
議案第83号	令和4年度春日部市水道事業会計決算認定について	33
議案第84号	令和4年度春日部市病院事業会計決算認定について	34
議案第85号	令和4年度春日部市下水道事業会計決算認定について	35
議案第86号	令和5年度春日部市一般会計補正予算（第5号）について	36
議案第87号	令和5年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	

	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
議案第88号	令和5年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について・・・・・・・・・・・・・・・・	38
議案第89号	令和5年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第1号）について・・・	39
議案第90号	令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・	40
議案第91号	令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第1号） について・・・・・・・・	41
議案第92号	令和5年度春日部市水道事業会計補正予算（第1号）について・・・	42
議案第93号	令和5年度春日部市病院事業会計補正予算（第1号）について・・・	43

議案第63号

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した職員に支給する防疫作業手当を廃止するため、防疫作業手当の特例の規定を改正したく提案いたします。

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の項を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>この</u>条例は、平成17年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この</u>条例は、平成17年10月1日から施行する。 (防疫作業手当の特例)</p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条及び第11条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項に規定する手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、日額4,000円）とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、趣旨の規定を改正したく提案いたします。

春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

春日部市行政財産の使用料に関する条例の一部改正について

春日部市行政財産の使用料に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 2 1 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市役所施設の使用に係る使用料を定めるため、別表の規定を改正したく提案いたします。

春日部市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成17年条例第79号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	使用の区分	単位	使用料(円)	種類	使用の区分	単位	使用料(円)
市役所施設	ホール	午前	3,000	総合支所 施設の名称	市民ホール	午前9時～ 正午	1,600
		午後	3,500			午後1時～ 午後4時30分	1,900
		夜間	4,000			午後5時30分～午後9時30分	2,300
		全日	10,500			1日	5,800
	会議室 201	午前	900		市民ホール	午前9時～ 正午	600
		午後	1,050			午後1時～ 午後4時30分	700
		夜間	1,200			午後5時30分～午後9時30分	900
		全日	3,150			1日	2,200
	会議室 202	午前	900		会議室 101	午前9時～ 正午	600
		午後	1,050			午後1時～ 午後4時30分	700
		夜間	1,200			午後5時30分～午後9時30分	900
		全日	3,150			1日	2,200
	会議室 203	午前	900		会議室 102	午前9時～ 正午	600
		午後	1,050			午後1時～ 午後4時30分	700
		夜間	1,200				
		全日	3,150				
市民ホール	午前	1,600					
	午後	1,900					
	夜間	2,300					
	全日	5,800					
総合支所	会議室	午前	600				
		午後	700				

施設	101	夜間	900
		全日	2,200
	会議室	午前	600
		午後	700
	102	夜間	900
		全日	2,200

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後4時30分まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間の単位を継続して使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る単位の使用料の額の合計額とする。
- 3 (略)
- 4 (略)

		分	
		午後5時30分～午後9時30分	900
		1日	2,200

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市役所施設の使用に係る申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第66号

春日部市消費生活センター条例及び春日部市福祉事務所設置条例の一部改正について

春日部市消費生活センター条例及び春日部市福祉事務所設置条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市役所の移転に伴い、名称、位置及び所管区域の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市消費生活センター条例及び春日部市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条）

附則

第1章 総務

（春日部市消費生活センター条例の一部改正）

第1条 春日部市消費生活センター条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（名称、位置及び所管区域） 第2条 名称 春日部市消費生活センター 位置 春日部市 <u>中央七丁目2番地1</u> 所管区域 春日部市の区域	（名称、位置及び所管区域） 第2条 名称 春日部市消費生活センター 位置 春日部市 <u>中央六丁目2番地</u> 所管区域 春日部市の区域

第2章 厚生福祉

（春日部市福祉事務所設置条例の一部改正）

第2条 春日部市福祉事務所設置条例（平成17年条例第81号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前								
（設置） 第1条 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市福祉事務所</td> <td>春日部市<u>中央七丁目2番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市福祉事務所	春日部市 <u>中央七丁目2番地1</u>	（設置） 第1条 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市福祉事務所</td> <td>春日部市<u>中央六丁目2番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市福祉事務所	春日部市 <u>中央六丁目2番地</u>
名称	位置								
春日部市福祉事務所	春日部市 <u>中央七丁目2番地1</u>								
名称	位置								
春日部市福祉事務所	春日部市 <u>中央六丁目2番地</u>								

附 則

この条例は、令和6年1月4日から施行する。

議案第67号

春日部市自転車駐車場条例の一部改正について

春日部市自転車駐車場条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部駅西口自転車駐車場の廃止に伴い、名称及び位置の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

春日部市自転車駐車場条例（平成24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は表（以下「改正前の項等」という。）に対応する改正後の欄の項又は表が存在しない場合にあっては、当該改正前の項等を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																																																													
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p><u>名称 南桜井駅自転車駐車場</u></p> <p><u>位置 春日部市大衾496番地463</u></p> <p>(<u>定期使用</u>できる者の資格)</p> <p>第6条 <u>定期使用</u>できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。この場合において、<u>定期使用者</u>については、前納するものとする。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">自転車駐車場使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">南桜井駅 自転車駐 車場</td> <td rowspan="3">定期 使用 者</td> <td rowspan="3">1階</td> <td>1か月</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2階</td> <td>1か月</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>一時使用者</td> <td>1回</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分		使用料		南桜井駅 自転車駐 車場	定期 使用 者	1階	1か月	2,400円	3か月	6,900円	6か月	13,800円	2階	1か月	2,200円	3か月	6,300円	6か月	12,600円	一時使用者	1回	150円	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部駅西口自転車 駐車場</td> <td>春日部市中央一丁目 42番地</td> </tr> <tr> <td>南桜井駅自転車駐 車場</td> <td>春日部市大衾496番 地463</td> </tr> </tbody> </table> <p>(<u>定期使用及び年間使用</u>できる者の資格)</p> <p>第6条 <u>定期使用及び年間使用</u>できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。この場合において、<u>定期使用者及び年間使用者</u>については、前納するものとする。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">自転車駐車場使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">春日部駅 西口自転 車駐 車場</td> <td rowspan="3">定期 使用 者</td> <td rowspan="3">地階・ 1階</td> <td>1か月</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2階</td> <td>1か月</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3階</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,700円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>一時使用者</td> <td>1回</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部駅西口自転車 駐車場	春日部市中央一丁目 42番地	南桜井駅自転車駐 車場	春日部市大衾496番 地463	名称	区分		使用料		春日部駅 西口自転 車駐 車場	定期 使用 者	地階・ 1階	1か月	2,400円	3か月	6,900円	6か月	13,800円	2階	1か月	2,200円	3か月	6,300円	6か月	12,600円	3階	1か月	2,000円	3か月	5,700円	6か月	11,400円	一時使用者	1回	150円
名称	区分		使用料																																																											
南桜井駅 自転車駐 車場	定期 使用 者	1階	1か月	2,400円																																																										
			3か月	6,900円																																																										
			6か月	13,800円																																																										
	2階	1か月	2,200円																																																											
		3か月	6,300円																																																											
		6か月	12,600円																																																											
	一時使用者	1回	150円																																																											
名称	位置																																																													
春日部駅西口自転車 駐車場	春日部市中央一丁目 42番地																																																													
南桜井駅自転車駐 車場	春日部市大衾496番 地463																																																													
名称	区分		使用料																																																											
春日部駅 西口自転 車駐 車場	定期 使用 者	地階・ 1階	1か月	2,400円																																																										
			3か月	6,900円																																																										
			6か月	13,800円																																																										
	2階	1か月	2,200円																																																											
		3か月	6,300円																																																											
		6か月	12,600円																																																											
	3階	1か月	2,000円																																																											
		3か月	5,700円																																																											
		6か月	11,400円																																																											
一時使用者	1回	150円																																																												

--	--	--	--

備考

南桜井駅 自転車駐 車場	定期 使用 者	1階	1か月	2,400円
			3か月	6,900円
			6か月	13,800円
	2階	1か月	2,200円	
		3か月	6,300円	
		6か月	12,600円	
	一時使用者	1回	150円	

備考

3 年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第68号

春日部市火災予防条例の一部改正について

春日部市火災予防条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、変電設備の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市火災予防条例の一部を改正する条例

春日部市火災予防条例（平成17年条例第166号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(変電設備) 第11条 (3)の2 <u>建築物等</u>の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p>	<p>(変電設備) 第11条 (3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、<u>建築物等</u>の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p>
<p>(急速充電設備) 第11条の2 (4) <u>その筐体は雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p>	<p>(急速充電設備) 第11条の2 (4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p>
<p>(蓄電池設備) 第13条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のも及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。</u></p>	<p>(蓄電池設備) 第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p>
<p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p>

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類	離隔距離 (cm)				備考
	入力	上方	側方	前方	
厨房設備 気体燃料外 開放式	14kW以下	10	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
		注	注	注	
不燃開放式	14kW以下	80	0	0	
		0	—	0	

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条

(13) 蓄電池設備

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類	離隔距離 (cm)				備考
	入力	上方	側方	前方	
厨房設備 気体燃料外 開放式	14kW以下	10	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
		注	注	注	
不燃開放式	14kW以下	80	0	0	
		0	—	0	

	800℃ 未満 のもの					
	使用 温度 が 300℃ 未満 のもの	—	10 0	50 0	10 0	50

	800℃ 未満 のもの					
	使用 温度 が 300℃ 未満 のもの	—	10 0	50 0	10 0	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の春日部市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第69号

春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について

春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立医療センターが紹介受診重点医療機関として公表されたことに伴い、外来機能の明確化及び医療機関間の連携推進の措置を講ずるため、使用料の規定を改正したく提案いたします。

春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

春日部市立医療センター使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の号又は表に対応する改正前の欄の号又は表が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の号又は表を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前											
<p>(使用料) 第2条 (1)</p> <p>(6) <u>主治医以外の医師の意見(セカンドオピニオン)に係る診察料 1時間まで11,000円、1時間を超えて30分までごとに5,500円を加算した額</u></p> <p>(7) <u>新生児衣類等使用料 1日につき 700円</u></p> <p>(9) 病室の使用料 別表第1に定めるところによる。</p> <p>(10) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号及び第5号に規定する初診及び再診に要する額 次の表に定める額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>医科</th> <th>歯科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初診</td> <td style="text-align: center;">7,700円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td>再診</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> <td style="text-align: center;">2,090円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額		医科	歯科	初診	7,700円	5,500円	再診	3,300円	2,090円	<p>(使用料) 第2条 (1) エ 病室の使用料 別表第1に定めるところによる</p> <p>(6) <u>新生児衣類等使用料 1日につき 700円</u></p> <p>(7) <u>主治医以外の医師の意見(セカンドオピニオン)に係る診察料 1時間まで11,000円、1時間を超えて30分までごとに5,500円を加算した額</u></p>
種別		金額										
	医科	歯科										
初診	7,700円	5,500円										
再診	3,300円	2,090円										

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

議案第70号

春日部市総合福祉センター空調設備更新工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 春日部市総合福祉センター空調設備更新工事
- 2 契 約 の 方 法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契 約 金 額 389,400,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 正和・本田特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市豊野町二丁目32番地19
正和工業株式会社
代表取締役 横 田 生 樹
- 5 工 期 契 約 の 日 か ら 令 和 7 年 3 月 1 4 日 ま で

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市総合福祉センター空調設備更新工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第71号

春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 工 事 名 | 春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事 |
| 2 | 契約の方法 | 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札） |
| 3 | 契約金額 | 323,180,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 正和・コダマ特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市豊野町二丁目32番地19
正和工業株式会社
代表取締役 横 田 生 樹 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和7年1月31日まで |

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第72号

春日部市消防本部庁舎受変電設備等更新工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 春日部市消防本部庁舎受変電設備等更新工事
- 2 契 約 の 方 法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契 約 金 額 273,350,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 積田・正和特定建設工事共同企業体
代表者
さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目8番18号
株式会社積田電業社
代表取締役 積 田 優
- 5 工 期 契 約 の 日 か ら 令 和 6 年 1 2 月 2 0 日 ま で

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市消防本部庁舎受変電設備等更新工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第73号

春日部市新本庁舎建設工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和3年7月30日付け議案第45号及び令和5年3月16日付け議案第16号をもって議決された春日部市新本庁舎建設工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

- 1 契約金額 「11,036,960,932円」とあるのを
「11,296,359,549円」に変更する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

契約金額を変更する必要性が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第74号

令和4年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金1,111,383,944円のうち249,412,514円を建設改良積立金に積立て、861,971,430円を資本金に組入れるものとする。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

令和4年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案いたします。

議案第75号

令和4年度春日部市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度春日部市病院事業会計未処分利益剰余金2,123,490,846円のうち500,000,000円を建設改良積立金に積立て、残余を繰り越すものとする。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

令和4年度春日部市病院事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案いたします。

議案第76号

令和4年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金1,242,779,290円のうち648,208,192円を減債積立金に積立て、594,571,098円を資本金に組入れるものとする。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

令和4年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案いたします。

議案第 77 号

令和 4 年度春日部市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度春日部市一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第78号

令和4年度春日部市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度春日部市国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第79号

令和4年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 80 号

令和 4 年度春日部市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度春日部市介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 8 1 号

令和 4 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 2 1 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 8 2 号

令和 4 年度春日部市立看護専門学校特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度春日部市立看護専門学校特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 2 1 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 83 号

令和 4 年度春日部市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度春日部市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 84 号

令和 4 年度春日部市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度春日部市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 85 号

令和 4 年度春日部市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度春日部市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 86 号

令和 5 年度春日部市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 5 年度春日部市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 87 号

令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 88 号

令和 5 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 89 号

令和 5 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第90号

令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第91号

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第92号

令和5年度春日部市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度春日部市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第93号

令和5年度春日部市病院事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度春日部市病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘